議題３

【専決処分】

白井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

１　改正の趣旨

　　地方税法施行令の一部改正に伴い、保険税負担の公平性の確保及び低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、高所得者の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額分の賦課限度額を引き上げ、併せて、低所得者の軽減判定所得の基準額を引き上げるものです。

２　改正概要

1. 第２条第２項及び第３項

国民健康保険税の賦課限度額のうち基礎課税額を「６５万円」から「６６万円」に、後期高齢者支援金等課税額を「２４万円」から「２６万円」に改めるもの（介護納付金課税額の賦課限度額は「１７万円」で据え置き）。

1. 本条例第２条の改正に伴い、減額後の賦課限度額を改め、同項第２号及び第３号では、国民健康保険税の減額の対象となる所得基準を見直すもので、

第２号の改正は、５割減額の対象を拡大するため、軽減判定所得算定の被保険者の数に乗ずべき金額を、２９万５千円から３０万５千円に改めるものです。

第３号の改正は、２割減額の対象を拡大するため、軽減判定所得算定の被保険者の数に乗ずべき金額を、５４万５千円から５６万円に改めるものです。

３　施行期日

　　令和７年４月１日

４　適用区分

　　この条例による改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和６年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

５　専決処分について

　　本条例の一部改正に当たっては、法令の改正の趣旨に則り条例の一部を緊急に改正する必要が生じたため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和７年３月３１日に専決処分を行いました。

このことから、専決処分した本件については、地方自治法第１７９条第３項の規定により今後開催される最初の白井市議会に報告し、議会の承認を求めます。

【参考】

**○地方自治法（抜すい）**

（長の専決処分）

第百七十九条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百三十条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第百六十二条の規定による副知事又は副市長村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りではない。

２　議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

３　前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

４　前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認められる措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。